

伊万里市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 22 号

伊万里市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 46 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊万里市東山代体育館の項を削る。

別表 14 南波多ミニスポーツ会館、大川体育館、波多津体育館及び東山代体育館使用料の部中「、波多津体育館及び東山代体育館」を「及び波多津体育館」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。